

ここだけは見逃せない2003年税制改正のポイント

税目・改正項目	適用開始 事業年度	改正後	現 行
法人税 同族会社の留保金 課税停止	03年4月～ 06年3月	自己資本比率50%以下の 中小法人の課税停止	(留保金額 - 留保控除額) × 10～20%
中小企業の少額資 産損金算入	03年4月～ 06年3月	取得価額30万円未満の資 産は即時償却可	取得価額10万円未満の資 産は即時償却可
交際費課税の軽減	03年4月～	原則：全額損金不算入 例外：資本金1億円以下 法人 支出額 400万円×90% の少を損金算入	原則：全額損金不算入 例外：資本金5千万以下 法人 支出額 400万円×80% の少を損金算入
消費税等 事業者免税点制度	04年4月～	売上高1,000万円以下	売上高3,000万円以下
簡易課税制度	04年4月～	売上高5,000万円以下	売上高2億円以下
申告納付時期	04年4月～	直前課税期間年税6,000 万円超(地方税含む)の事 業者 毎月申告納付	3ヶ月または6ヶ月申告納 付
法人事業税 資本金1億円超法 人に対する外形標 準課税の導入	04年4月～	つぎの3つの合計額 所得割 = 最高7.2% 付加価値割(賃金 + 純支払利子 + 純支払 賃借料 + 単年度損 益) = 0.48% 資本割(資本金 + 資 本積立金) = 0.2%	所得割 = 最高9.6%
相続税 相続時精算課税制 度 (相続・贈与税)	03年1月～	最高税率50% 贈与額2,500万円(住宅取 得は3,500万円、3年間) までの非課税枠創設	最高税率70%

お見逃しなく！

1. 中小法人 = 資本金が1億円以下の法人
自己資本比率 = (資本の部 + 同族関係者からの借入金) ÷ 総資産
2. 2004年度の消費税改正にむけて納税シュミレーションをし、届出等の事前準備をしておく必要があります。
3. 上場株式の配当で2003年4月1日以後に支払われるものは申告不要になります。
4. 試験研究や設備投資をした中小企業は、2003年4月の改正にて大幅に減税されます。
(研究開発税制・IT投資促進税制)